

ジェネリック差額通知のお知らせ

ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、最初につくられた薬(先発医薬品)の特許が切れた後に販売される有効性・安全性が同等で価格の安い薬です。県後期高齢者医療広域連合では、現在服用している薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合に薬代をどのくらい軽減できるか試算した差額通知「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」を年2回(8月・2月)郵送しています。ジェネリック医薬品に変更する際の参考として利用してください。

対象 令和元年11月に医薬品を処方された人で、ジェネリック医薬品に切り替えた場合、1カ月当たりの自己負担額の軽減が一定以上見込まれる人
その他 通知は必ずしも全員に届くわけではなく、また切り替えを強制するものではありません
問い合わせ 保険年金課(☎402259)・ジェネリック医薬品差額通知コールセンター

(☎0120・53・0006)

その他

交通事故などで国保を使う場合は届け出を

交通事故や暴力行為など、第三者(加害者)の行為によるけがや病氣も届け出をする。と保険証を使って治療を受けることができます。

届け出に必要な物 保険証・印鑑(朱肉を使うもの)・交通事故証明書など

※加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませてしまつと国保の保険証を使うことができません。必ず示談の前に相談してください

問い合わせ 保険年金課(☎402822)

プレミアム付商品券の販売・使用期限

消費税率の引き上げに伴い、低所得者・子育て世帯を対象にプレミアム付商品券を販売しています。期間外の購入・使用はできないので注意して

ください。
価格 1セット4000円(購入価格)+1000円(プレミアム分)
※対象者1人につき最大5セットまで購入できます

購入方法 2月28日(金)までの午前9時~午後5時にプレミアム付商品券購入引換券・購入代金・本人確認書類を持って市内郵便局(上日野簡易郵便局を除く)へ

使用期限 2月29日(土)

問い合わせ 福祉課(☎402297)・子ども課(☎402286)

国民健康保険

「医療費のお知らせ」の発送

国民健康保険加入者に対し、医療機関を受診した世帯全員の医療費が記載してある「医療費のお知らせ」を世帯主宛てに年4回郵送しています。

この通知は、国民健康保険の医療費負担の仕組みや皆さんの健康に関する認識を深めていただくため、医療(施術)費の総額や受診(施術)日数、医療機関の名称などを記載しています。(世帯の中に医療

冬の省エネルギー

厚手のカーテンを閉めると熱が逃げにくくなるよ!



関東電気保安協会
<https://www.kdh.or.jp/>

機関を受診した人がいなければ送付しません

医療費のお知らせを郵送することはあらかじめ加入者全員の意向を確認することが困難なため、本人から同意しない旨の連絡がない場合は、同意をいただいたものと判断し世帯主宛てに発送しています。この医療費のお知らせが不要な場合は、保険年金課へ連絡してください。

確定申告

平成29年分の確定申告から、本医療費通知は医療費控除の申告手続きで医療費の明細書として使用することができま

す。医療費控除の申告に関することは、税務署に問い合わせてください。

問い合わせ 保険年金課(☎402822)・藤岡税務署(☎220971)

子育て支援就職面接会

子育て中や育児が一段落した人を対象とした就職面接会です。人材募集中の企業などが参加し、担当者から直接話を聞くことができます。

日時 2月25日(火)午後1時~3時
会場 市保健センター
対象 市内または近隣市町村

令和2・3年度小規模契約希望者登録

問い合わせ 契約検査課(☎402223)

市が発注する小規模な工事、修繕、物品の購入、業務委託などの契約のうち「小額で内容が軽易な契約」を希望する場合は登録してください。

申請できる人 市内に主たる事業所を置く法人または住所を有する個人(建設業の許可の有無、会社経営の内容、技術職員の雇用状況などは問いません)で、次のいずれにも該当しない人▷成年被後見人、被保佐人、被補助人または破産者で復権を得ない人▷令和2・3年度藤岡市入札参加資格審査申請をした人またはその名簿に登録されている人▷業務遂行に必要な資格や許可などを有しない人▷市税を滞納している人▷公共発注の相手方として不適当であると市長が認めた人

対象となる契約など 小規模な工事、修繕、物品の購入、業務委託などの契約(物品購入時の口頭発注も含む)のうち、内容が軽易で確実に履行できると認められるもの

登録者の取り扱い 書類審査後に「藤岡市小規模契約希望者登録名簿」に登録され、2年4月以降に市が発注する「小額で内容が軽易な契約」の際に業者選定の対象となります

※業者選定や契約を約束するものではありません

登録の有効期限 2年4月1日~4年3月31日(2年間)

定期申請の受け付け ▷期間=2月13日(木)~3月12日(木)(土・日曜日、祝日を除く)の午前9時~午後5時▷提出先=契約検査課・鬼石総合支所鬼石振興課

※4月以降は随時受け付けます

提出書類 ①小規模契約希望者登録申請書②暴力団排除に関する誓約書③市長が発行する未納税額がないことの証明書の原本④本籍地の市区町村長が発行する身分証明書(法人の場合は登記事項証明書)の原本⑤契約を希望する職種に必要な資格、免許などを証明する書類の写し⑥工事・修繕を希望する場合は工事実績書

※①②⑥は契約検査課・鬼石総合支所鬼石振興課にあります。(市ホームページからもダウンロード可)③④は申請日前3カ月以内に発行されたもの⑤は申請日時点で効力のあるもの⑥は申請日前2年以内での主な実績(実績のない場合は提出不要)

在住で就職を希望する▽子育て中の女性▽専業主婦
定員 60人(先着順)
その他 無料託児あり(要予約)

申し込み・問い合わせ 2月19日(水)までにハローワーク藤岡(☎28609)へ

ミツバチを飼育している人は報告を



ミツバチの飼育者(趣味などを含む)は、毎年1回、県知事に飼育状況などを報告する必要があります。まだ報告していない人、今後飼育する予定の人は家畜保健衛生所に連絡してください。

報告内容 住所・氏名・ミツバチ飼育場所・群数・飼育計画
その他 ミツバチの飼育に際して異状が見られた時は、家畜保健衛生所に相談してください

報告・問い合わせ 西部家畜

保健衛生所(☎027・362・2261)・市農林課(☎402304)

鶏などの愛玩動物を飼育している人は報告を

家畜(ペットを含む)の飼育者は、毎年1回、飼育頭数などを家畜保健衛生所に報告することになっています。

家畜の飼育者は重大な家畜伝染病を疑う症状を発見した時の通報と、家畜を病気から守るための消毒などの取り組みをお願いします。

報告対象 ウシ・シカ・ウマ・ヒツジ・ヤギ・ブタ・イノシシ・ニワトリ・アヒル・ウズラ・キジ・ダチョウ・ホロロチョウ・シチメンチョウ

※飼育頭数1頭(羽)でも報告が必要です
報告内容 住所・氏名・2月1日現在の飼育頭羽数

その他 新たに飼育を始めた人、昨年報告をしなかった人も電話で報告してください
報告・問い合わせ 西部家畜保健衛生所(☎027・362・2261)・市農林課(☎402304)